◎長期履修制度

学生が職業（非常勤の職にあるものは、週30時間以上勤務していること。）を有することにより、授業の履修や研究指導を受ける機会が制限され、所定の修業年限（学部4年間、博士前期課程2年間、博士後期課程3年間）で修了することが困難な場合に、標準の修業年限を超えて一定の期間（在学期間の限度を超えない範囲でなおかつ1年単位）にわたり計画的に教育課程を修了することを認める制度です。

1．長期履修期の申請

在学生の長期履修の申請は、4月入学者は2月上旬、10月入学者は8月上旬の大学が定める時期に行います。ただし、修業年限の最終年次以降に在学する学生は、申請することができません。したがって、申請可能な在学生は、学部は3年次生まで、大学院は博士前期課程は1年次生及び博士後期課程1、2年次生までとなります。

2．長期履修の変更（延長・短縮）の申請

長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」）は、就業環境が変動した場合、許可を得て長期履修期間を延長又は短縮をすることができます。ただし、この場合、長期履修期間の延長及び短縮の申請は、合わせて1回限りとします。 長期履修期間の変更（延長・短縮）は、長期履修の最終年次に在学する学生は申請できません。

在学生の長期履修の変更（延長・短縮）の申請は、延長・短縮を適用する年度の前年度に行うものとし、4月入学者は2月上旬、10月入学者は8月上旬の大学が別に定める時期に手続きを行います。

3．長期履修の取り止めの申請

長期履修学生は、就業環境等が変動した場合、許可を得て取り止めることができます。ただし、修業年限の最終年次以降に在学する学生は、取り止めを申請することが出来ません。したがって、申請可能な在学生は学部3年次生まで、大学院は博士前期課程1年次生及び博士後期課程1、2年次生までとなります。

長期履修の取り止めの申請は、4月入学者は、2月上旬、10月入学者は8月上旬の大学が定める時期に手続きを行います。

5．授業料総額の差額の徴収

長期履修学生が長期履修を取り止めた場合、当該学生が長期履修学生以外の学生であったと仮定した場合に徴収すべき授業料総額と、当該学生がそれまでに支払った授業料総額との差額は、当該学生が長期履修以外の学生となる学年開始の期の最初の月に授業料として全額を徴収します。

（1） 情報理工学部先端工学基礎課程(例)

修業年限（4年間）

授業料徴収	1年		2年		3年		4年		5年		6年		7年		8年	
	年額267,900円		年額267,900円		年額267,900円		年額267,900円		合計1,071,600円							
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
① 通常の修業年限（学部4年間） 情報理工学部先端工学基礎課程授業料年額：267,900円	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950								
								卒業								
	年額267,900円		年額267,900円		年額134,000円		年額134,000円		年額134,000円		年額133,800円		合計1,071,600円			
② 2年次に4年間の**長期履修を申請**（例） ＜合計在学期間6年＞	133,950	133,950	133,950	133,950	67,000 (66,975)	67,000 (66,975)	67,000 (66,975)	67,000 (66,975)	67,000 (66,975)	67,000 (66,975)	669,00 (66,975)	66,900 (66,975)				
			長期履修申請 （2月上旬）		年数で除した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる 「授業料徴収規程第4条1項」							卒業				
	年額267,900円		年額267,900円		年額134,000円		年額134,000円		年額267,800円		合計：1,071,600円					
③ 4年次に長期履修の**短縮**を申請（例） 長期履修期間4年→3年へ ＜合計在学期間5年に変更＞	133,950	133,950	133,950	133,950	67,000 (66,975)	67,000 (66,975)	67,000 (66,975)	67,000 (66,975)	66,900 134,000	66,900 (66,975)						
							短縮申請 （2月上旬）		卒業 （短縮を適用する年度の前年度に申請） 授業料の差額は最終年次の授業料において差額を調整する。「授業料徴収規程第4条7項」							
	年額267,900円		年額267,900円		年額134,000円		年額：401,800円		合計1,071,600円							
④ 3年次に長期履修**取り止め**を申請（例） 長期履修期間4年→3年次に長期履修を取り止め申請（**※4年次になってからの取り止めはできない。**） ＜通常の4年間で卒業＞	133,950	133,950	133,950	133,950	67,000 (66,975)	67,000 (66,975)	133,950 133,900	133,950								
						取止め申請 （2月上旬）（修業年限の前年度に申請・承認）		卒業								

＊ 情報理工学部先端工学基礎課程学生の長期履修制度の申請、変更（延長・短縮）及び取り止めの手続の詳細については、教務課学部教務係に問い合わせてください。

（2） 大学院情報理工学研究科（博士前期課程）、大学院情報システム学研究科（博士前期課程）（例）

標準修業年限（2年間）

授業料徴収

1年 年額535,800円　2年 年額535,800円　年額：1,071,600円

4月 10月 3月 4月 10月 3月 4月 10月 3月 4月 10月 3月

① 通常の修業年限（博士3年間）
大学院博士後期課程学生授業料年額：535,800円

267,900	267,900	267,900	267,900				

修了

② 1年次に2年間の**長期履修を申請**（例）
＜合計在学期間3年＞

年額535,800円		年額268,000円		年額267,800円		年額：1,071,600円	
267,900	267,900	134,000 (133,950)	134,000 (133,950)	133,900 (133,950)	133,900 (133,950)		

長期履修申請（2月上旬）　修了

③ 長期履修学生（入学時申請許可者）が1年次に長期履修の**短縮**を申請（例）
長期履修期間4年→3年へ
＜合計在学期間4年に変更＞

年額268,000円		年額268,000円		年額535,600円		年額：1,071,600円	
134,000 (133,950)	134,000 (133,950)	134,000 (133,950)	134,000 (133,950)	267,800	267,800		

短縮申請（2月上旬）（短縮を適用する年度の前年度に申請）　修了

年数で除した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。「授業料徴収規程第4条1項」

④ 長期履修学生（入学時申請許可者）が1年次に長期履修**取り止め**を申請（例）
長期履修期間3年→1年次に長期履修を取り止め申請
＜通常の2年間で修了＞

年額357,200円		年額714,400円		年額：1,071,600円	
178,600	178,600	267,900 178,600	267,900		

取止め申請（2月上旬）（標準修業年限の前年度に申請・承認）　修了　**（※2年次になってからの取り止めはできない。）**

授業料の差額は標準修業年限等で修了を認められた学年開始の最初の期に徴収する。「授業料徴収規程第4条4項,5項」

（3） 大学院情報理工学研究科（および大学院電気通信学研究科）（博士後期課程）、学院情報システム学研究科（博士後期課程）（例）

標準修業年限(3年間)

授業料徴収

1年 年額535,800円　2年 年額535,800円　3年 年額535,800円　4年 合計：1,607,400円　5年　6年

4月 10月 3月 4月 10月 3月 4月 10月 3月 4月 10月 3月 4月 10月 3月 4月 10月 3月

① 通常の修業年限（博士3年間）
大学院博士後期課程学生授業料年額：535,800円

267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900						

修了

② 2年次に2年間の**長期履修を申請**（例）
＜合計在学期間4年＞

年額535,800円		年額535,800円		年額268,000円		年額267,800円		合計：1,607,400円			
267,900	267,900	267,900	267,900	134,000 (133,950)	134,000 (133,950)	133,900 (133,950)	133,900 (133,950)				

長期履修申請（2月上旬）　修了

年数で除した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。「授業料徴収規程第4条1項」

③ 長期履修学生（入学時申請許可者）が2年次に長期履修の**短縮**を申請（例）
長期履修期間5年→4年へ
＜合計在学期間4年に変更＞

年額321,600円		年額321,600円		年額482,200円		年額482,000円		合計：1,607,400円			
160,800 (160,740)	160,800 (160,740)	160,800 (160,740)	160,800 (160,740)	241,100 (241,050)	241,100 (241,050)	241,000 (241,050)	241,100 (241,050)				

短縮申請（2月上旬）（短縮を適用する年度の前年度に申請）　修了

④ 長期履修学生（入学時申請許可者）が2年次に長期履修**取り止め**を申請（例）
長期履修期間4年→2年次に長期履修を取り止め申請
＜通常の3年間で修了＞　**（※3年次になってからの取り止めはできない。）**

年額402,000円		年額402,200円		年額803,600円		合計：1,607,400円					
201,000 (200,925)	201,000 (200,925)	201,000 (200,925)	201,000 (200,925)	267,900 267,600	267,900						

取止め申請（2月上旬）（標準修業年限の前年度に申請・承認）　修了

授業料の差額は標準修業年限等で修了を認められた学年開始の最初の期に徴収する。「授業料徴収規程第4条4項,5項」

＊ **大学院学生の長期履修制度の申請、変更（延長・短縮）及び取り止めの手続の詳細については、教務課大学院教務係に問い合わせてください。**